

お客様各位

平成23年11月吉日

うるま市字赤道255-9
平良修税理士事務所
TEL 098 - 974 - 8566

最近の調査事例（現金売上と書類の保存・整理）

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

最近の調査におきまして、次のような事例がありましたのでお知らせします。

売上日報(レジ等)と帳簿に記入した売上が合わない

現金商売を中心とした調査でした。一日一日のレジや売上日報に記録された実際の売上と帳簿や決算書に記載された売上の数字が一致しているかどうかの確認調査でした。一致していれば何の問題も無いのですが、一致してなければ追徴金の支払いの発生ということになりかねません。例えば一日2万円売上の漏れがあれば、1年間で2万円×360日=720万円 4年間で2,880万円 7年間で5,040万円と大変な金額になってしまいます。絶対に割が合いません。売上も仕入れも経費も漏れなく正確に記入し合法的に申告し節税した方が安心して商売ができます。

領収書や請求書等の整理・保存がされていない・・・

売上傳票や領収書、賃金台帳がなく振り回された事例です。確定申告が終了したら必要ないと思いこみすべて処分してしまったということでしたが、調査官によると申告と事実とに相違があるとして長い時間を掛け、残った資料や一部の仕入先の資料、現地調査、黒字企業の利益率等を基に推計課税した事例です。帳簿書類が無いと反論もできず不利な扱いを受けてしまいます。精神的にも参ってしまうところです。帳簿書類の保存は法律で7年(一部5年)と義務付けられています。保存箱がない場合は当事務所にも有料(一箱500円)ですが保存用の箱がありますので担当者に声を掛けて下さい。

敬 具